十五　前号の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
イ　漁具に付された封印を除去しないこと。
ロ　陸揚港において漁業監督官等のもとに出頭するまで、操業しないこと。
ハ　漁業監督官等のもとに出頭したときは、速やかに、だ捕の際に作成された検査調書を当該漁業監督官等に提出すること。
十六　船長は、公務員が安全に乗下船できるように、適当な方法を講じなければならない。
十七　ロシア連邦の発給する許可証（以下「ロシア連邦の許可証」という。）により操業の対象として認められているさけ・ます類以外の水産動植物を採捕してはならない。これらの水産動植物を偶然に漁獲した場合には、速やかにこれを海中に戻さなければならない。
十八　ロシア連邦により使用を認められていない漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。
十九　前二号に定めるもののほか、ロシア連邦の許可証に記載された漁獲割当量、漁具、操業期間等に係る操業条件及び外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

○国土交通省告示第二百四十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十六条の五第一号ロ及びニの規定に基づき、非常用の照明装置の構造方法を定める件（昭和四十五年建設省告示第千八百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日　国土交通大臣　前原　誠司

第一第一号中「の構造は、次のイからホまでに適合する構造」を「は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイ又はロに掲げるもの」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　白熱灯（そのソケットの材料がセラミックス、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂又はポリブチレンテレフタレート樹脂であるものに限る。）

ロ　蛍光灯（即時点灯性回路に接続していないスターター型蛍光ランプを除き、そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）

第一第一号ハからホまでを削る。

第一第二号中「六百ボルト」を削り、「、口出用けい素ゴム絶縁電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するもの」を「又はふっ素樹脂絶縁電線」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百四十三号

建築基準法施行令（昭和二十五年法律第三百三十八号）第百二十九条の二の五第三項第五号の規定に基づき、昭和五十年建設省告示第千五百九十七号の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日　国土交通大臣　前原　誠司

第一第二号イ(7)中「講じる」を「講ずる」に改める。

第二第三号（イ、ニ及びホを除く。）中「排水トラップ」の下に「（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を有効に防止するための配管設備をいう。以下同じ。）」を加え、同号ハを削り、同号ニ中「構造とする」を「措置を講ずる」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「封水深」を「排水トラップの深さ（排水管内の臭気、衛生害虫等の移動を防止するための有効な深さをいう。）」に、「ついては」を「あつては」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「構造とする」を「措置を講ずる」に改め、同号ヘを同号ホとする。

附　則

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項の規定に基づき、確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日　国土交通大臣　前原　誠司

第一第三項第七号中「第一項ただし書」を「第四項」に、「同項」を「同条第一項」に改め、「又は通知」を削り、同第四項第三号ロ(1)を次のように改める。

(1)　法第六条第五項、法第六条の二第三項又は法第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定を求めるときにおいて、別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、構造計算適合性判定において留意すべきものがある場合においては、施行規則第二条第二項第二号（施行規則第三条の四第四項又は施行規則第八条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えること。

第一第四項第三号ロ(2)中「法第六条第八項若しくは第九項、法第六条の二第五項若しくは第六項又は法第十八条第七項若しくは第八項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（以下「判定結果通知書」という。）」を「判定結果通知書」に改め、同号ロ(2)を同号ロ(3)とし、同号ロ(1)の次に次のように加える。

(2)　法第六条第八項若しくは第九項、法第六条の二第五項若しくは第六項又は法第十八条第七項若しくは第八項の規定による構造計算適合性判定の結果を記載した通知書（以下「判定結果通知書」という。）の交付を受ける前においては、別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査すること。

第一第四項第三号ニ中「ロ(1)(i)に定めるところにより行う」を「別表(い)欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表(ろ)欄に掲げる図書に基づき、同表(は)欄に掲げる審査すべき事項について審査する」に改め、同第五項第三号を次のように改める。

三　前三項の審査又は第二第四項第四号の規定による通知を受けた場合において、申請等に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない場合であって、次のイ又はロのいずれかに掲げるときは、それぞれイ又はロに定めるところによることとし、法第六条第十三項、法第六条の二第九項又は法第十八条第十二項に規定する正当な理由があるときは、これらの項の規定に基づき、当該計画に係る申請者等に当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない旨及びその理由を記載した通知書を交付すること。

イ　申請書等に不備（申請者等が記載しようとした事項が合理的に推測されるものに限る。）がある場合　申請者等に対して相当の期限を定めて申請書等の補正を書面で求めること。この場合において、補正が行われたときは、補正された申請書等について前三項の規定による審査を行うこと。

ロ　申請書等の記載事項に不明確な点がある場合　申請者等に対して相当の期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下この号において「追加説明書」という。）の提出を書面で求めること。この場合において、追加説明書が提出されたときは、当該追加説明書を申請書等の一部として前三項の規定による審査を行うこと。

第二第四項第三号ロ中「第二号ロ(1)(ii)」を「第三号ロ(1)」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第二百四十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の五第三項第二号及び第四条の七第三項第二号の規定に基づき、確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月二十九日　国土交通大臣　前原　誠司

第一号様式から第六号様式までを次のように改める。